

研修医の研修規程

(1) 基本事項

- ① 臨床研修を行うことができるのは、医師法の規程による医師の免許を取得した者とする。
- ② 臨床研修は、「松江赤十字病院初期臨床研修プログラム」の内容に則り行う。
- ③ 当プログラムは厚生労働省が定める医師法の規程に基づき実施する。
- ④ 当プログラムの研修期間は原則2年とする。研修途中の休止・中断は厚生労働省の規程に則って実施する。
- ⑤ 研修期間のアルバイトは認められない。

(2) 研修医の役割

- ① 研修医はプログラム責任者、副プログラム責任者、指導医、上級医及び指導者の監督、指導の下に研修を行う。
- ② 研修医が行う医療行為の一般的な範囲については、「松江赤十字病院 初期臨床研修医の医療行為に関する基準」に定めるものとする。

(3) 研修医の指示出し基準

- ① 「初期臨床研修医の医療行為に関する基準」を参考に、指導医・上級医の指示のもと行う。
- ② 指示入力の手続き時間を守るよう努め、即応を要する指示については、フリー指示入力や口答指示を併用する。
- ③ 指示を受けた者は、指示内容に疑義がある場合上級医に報告するなどし、研修医へフィードバックする。

(4) 各研修分野の規程

① 外来研修

全ての基幹型プログラム研修医は、最低1ヵ月間の総合診療科研修を行う。

総合診療科外来

- ・ 総合診療科外来にて、初診患者及び再診患者を扱う。
- ・ 研修医は、指導医が許可した場合において、その監督下に診療を行う。
- ・ 担当症例について、研修医がプレゼンテーションを行い、指導医とディスカッションを行う。
- ・ 評価には、Mini-CEX（簡易版臨床能力評価法）を用いてもよい。

その他診療科一般外来

- ・ 各科の初診患者及び再診患者の診察を研修する。
- ・ 救急外来や病棟で受け持った患者をフォローアップすることも含まれる。
- ・ 研修医は、指導医が許可した場合において、その監督下に診療を行う。
- ・ 担当症例について、研修医がプレゼンテーションを行い、指導医とディスカッションを行う。

② 病棟研修

- ・ 研修医は、指導医・上級医の監督の下に担当医として診療を行う。
- ・ 診療にあたっては、看護師、薬剤師、その他の職種の職員との連携を重視し、他職種職員は各専門分野において研修医の指導を行う。

③ 救急医療

- ・ 研修医は別に定める各種規程に基づき、救命救急センターにおいて指導医・上級医の監督下において救急医療の研修を行う。
- ・ 救命救急科研修中には、救急自動車同乗研修を行う。(詳細は救急自動車同乗研修実施要項)

④ 手術室

- ・ 研修医は別に定める「手術室運営要領」「手術室運営要領細目」に従い、術者の指導のもと助手として手術に参加する。

⑤ 常任委員会

- ・ 研修医は、臨床研修医教育委員会の指定する各種委員会に委員として参加する。

⑥ その他

- ・ 研修医はオリエンテーション、症例検討会、臨床病理検討会(CPC)、緩和ケア研修会、各種レクチャー等に参加しなければならない。
- ・ 研修医は特段の事情のない限りはICLS講習会、JPTECを受講する。